

# 岐阜県における県行造林の経済的効果

有 木 純 善

## The Economic Effect of the Afforestation through Prefectural Officers in Gifu Prefecture

Sumiyoshi ARIKI

### 目 次

要 旨	137	4. 地元部落有林野および地元部落機構 に及ぼす県行造林の影響	143
1. まえがき	137	参考文献	145
2. 地元住民の雇用面および労賃所得面 に及ぼす県行造林の影響	138	Résumé	145
3. 地元住民と県行造林分収金との関係	141		

### 要 旨

筆者は、地元住民に対する県行造林の経済的効果を知るため、1965年の冬に、岐阜県の9箇所の県行造林について実態調査を行なった。その結果は次のとおりである。

(1) 県行造林は、作業組織に組みこまれた極めて限られた地元住民に対してのみ雇用の場を与えているにすぎない。

(2) 従って、県行造林は極めて限られた地元住民に対してのみ労賃所得を与えているにすぎない。

(3) 県行造林の分収金（土地所有者受取分）は、主として地元公共費として使用されており、個々の住民に対しては直接的には分配されていない。

(4) 部落有林野の場合、県行造林の形態をとる初発投資によって地元住民による自立的林業経営を確立させることは、地元公共費と地元（土地所有者）に有利な分収造林の存在および労働力との関連で、むつかしい現状である。そのため、現在の県行造林契約が将来満了するとき再度の県行造林契約を希望する地元が多い。

(5) 県行造林の設定以後、県行造林地以外の部落有林野は地元住民による直轄経営面積が減少しているが、これは県行造林による雇用労働形態の出現が義務労働形態を崩してきたため地元住民による部落有林野の直轄経営が困難となったことによるところが大きいと推測される。

(6) 地元住民は、県行造林による森林資産の増大によって部落有林野に対する権利者としての自覚が強まり、そのため部落は村落共同体の性格のものから近代的な土地所有者集団の性格のものへ次第に変化してゆく傾向がみられる。

### 1 ま え が き

わが国における県行造林の基本的性格について、塩谷勉氏は「明治末年から大正時代を通じて林野行政の中心をなした公有林野政策の一環であり、特にその中心課題である部落有林野整理統一の側面

的援助と荒廃公有林野の造林促進ということにあった<sup>1)</sup>と述べておられる。筆者も塩谷氏と大体同様な見解をとるものであるが、このような政策意図を背景とする明治44年の荒廃地復旧費補助に始まる一連の県行造林助成策によって、明治末期から大正の初期にかけて全国的に県行造林は成立してくるのである。

岐阜県では、明治42年に初めて「地上権設定県行造林」とよばれるものがみられ、以後「御大典記念県行造林」、「2600年記念県行造林」が続き、戦後は「公有林緑化県行造林」とよばれるものがみられる。昭和40年12月1日現在で岐阜県下の県行造林総面積は5,639haにもおよんでいる。

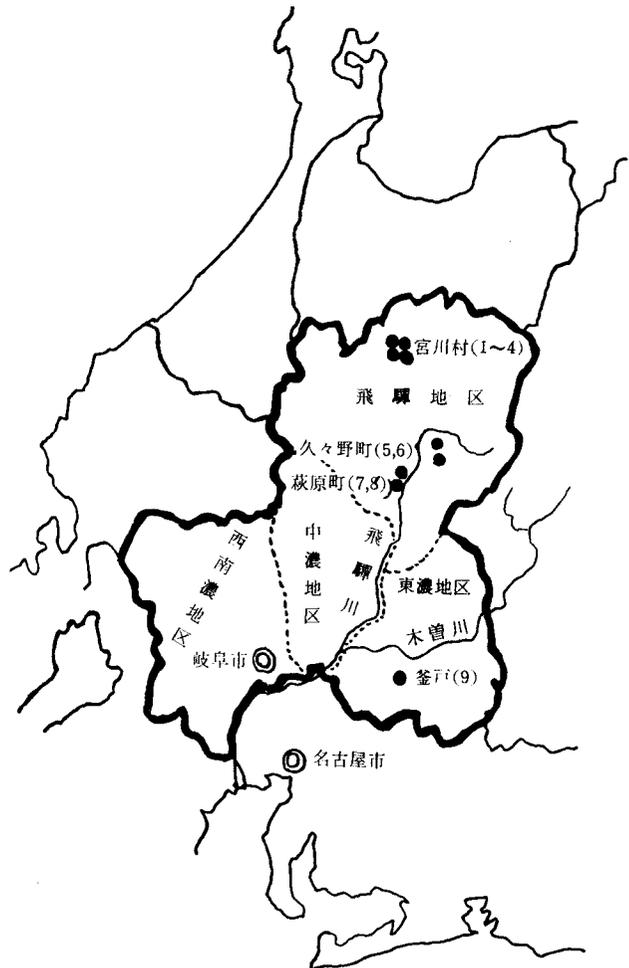
ところで、このようにして成立してきた県行造林は、いわゆる分収造林の中でとくに公団造林および公社造林とともに低開発地域の造林推進のための有力な手段として注目されているが、最近、これら分収造林間の機能の優劣が問題とされている。この機能の優劣を論ずるためには、まずこれまでの各分収造林の諸効果が確かめられ問題点が浮き彫りにされなければならない。このような理由から、この小論では県行造林の経済的効果のみをみようとするものである。

ここでは筆者が昭和40年の冬に調査した岐阜県下の9箇所の県行造林の実態から、県行造林の経済的効果をとくに地元住民に対する経済的意義を中心にしてみてゆく。すなわち、地元住民の雇用面、労賃所得面、分収金とその使途面、地元部落有林野の管理形態面および地元部落機構面で県行造林が及ぼした影響をみようとするものである。なお、調査対象県行造林の位置図と概況は第1図および第1表のとおりである。

## 2 地元住民の雇用面および労賃所得面に及ぼす県行造林の影響

調査対象県行造林地は、契約前は全部低質広葉樹林であったものが、契約後はそれが数年間でスギを中心にヒノキ、カラマツ、アカマツ、クロマツが加わる人工針葉樹林に変化してきている。ただし、戦前に契約したところでは植栽はしたが戦時中の労働力不足による保育の不足で成林せず戦後になって改植したところもある。また山之口財産区の位山県行造林のように契約の古いものは既に主伐期に入っており、県行造林地における林業生産力は上昇してきたといえる。ではこのような生産力上昇を支えた労働力投下につながる雇用の面を地元住民との関連でみてみよう。

戦前は、地元住民がグループとして労働するのが県行造林設定の条件にほぼな



第1図 岐阜県調査対象県行造林の位置図  
(注) ●印が調査県行造林、地名のうしろの括弧は調査県行造林番号

第1表 岐阜県調査対象県行造林の概況

調査対象 の番号	種 類 別	契 約 面 積	県 行 造 林 所 在 地				契 約 日	種 別	分 収 歩 合		契 約 年 限	土地所有者	土地所有 の 性 格
			市・郡	町・村	大 字	小 字			県 取 得 分	土 地 所 有 者 の 取 得 分			
1	公有林緑化 県行造林	10.00 ha	吉城郡	宮川村	西忍	平蔵沼	昭和31.10.1	地上 権設定	4	6	62年	清水梅三郎 外50名	(西忍) 部落有
2	"	6.40	"	"	打保	ザズギリ	"34.2.1	"	4	6	61	森下儀寛 外5名	共有
3	"	15.00	"	"	"	向平	"32.11.22	"	4	6	64	井畑兵次郎 外7名	"
4	"	50.00	"	"	森安	じゃぼれ	"33.2.21	"	4	6	65	宮川村	村有
5	紀元2600年 記念県行造林	98.15	大野郡	久々野町	有道	カナギ洞	"16.4.1	"	6	4	65	有道部落	部落有
6	"	36.94	"	"	小坊	狐小屋	"16.4.1	"	6	4	61	坂口増 右工門	個人有
7	地上権設定 県行造林	129.84	益田郡	萩原町	山之口	位山	明治42.1.27	"	5	5	100	山財之産 口区	財産区有
8	公有林緑化 県行造林	56.00	"	"	"	鈴ヶ洞	昭和30.12.6	"	4	6	66	"	"
9	御大典記念 県行造林	39.87	瑞浪市		釜戸	論枒	"10.4.1	"	5	5	63	釜戸財産区	"

(注) 1. 岐阜県治山課の資料より作製。  
2. 昭和40年12月1日現在の概況である。

っていたが、戦後はそれがなくなり、必然就労者の範囲も広くなり、地元住民以外まで拡大されてきている。

第2表で、戦後の県行造林の作業種類をみると、植栽、保育、伐採および林道開設・補修等の作業がみられる。これらの作業は、作業班を組織している個人業者の請負、区ないしは部落の請負、森林組合の労務班の請負および県の直営等の作業形態をとっているが、昭和40年12月1日現在では、森林組合の労務班の請負形態が主なるものであり、県の直営形態はみられない。このように戦後の過程ではその作業形態に変化もあるが、昭和40年12月1日現在の実動人員7~40名の範囲の地元住民の県行造林雇用量から地元住民のうち県行造林に雇用される住民の比率を推定すればそれは0~39.2%の間にある。また、県行造林の地元雇用労働者1名当りの年間就労日数は、7~225日の間で大きな巾がある。前者の比率と後者の日数とを各県行造林ごとに関連させてみると、全ての県行造林について、両者とも小であるか、または一方が大でも他方が小であるといえるので、地元住民の雇用面に及ぼす県行造林の影響は概して小さいといえる。もちろん、たとえば第3表の山之口財産区位山県行造林の場合にみるように、極めて限られた少数の地元労働者にとっては県行造林の及ぼす影響は大で、就労通年化へ大きな役割を果しているところもある。

以上でみたように、戦後においては、県行造林は作業組織にくみこまれた少数の地元労働者に雇用の場を与えているにすぎず、しかも彼等の多くは県行造林のみでは安定した就労は実現できないのである。

次に、地元住民の労賃所得に及ぼす県行造林の影響をみてみよう。

戦後における県行造林の総作業経費は第2表でみるとおりであるが、この殆どが労賃である。とこ

第2表 戦後の県行造林の作業実態

調査対象県行造林の番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	備考	
作業の種類	植栽	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	保育	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	伐採							○	○	○		
	道林開設・補修				○	○		○	○			
作業の形態	植栽	坂上森林組合による請負	坂下森林組合による請負	左と同じ	坂上森林組合による請負	町内個人業者の請負	左と同じ	萩原森林組合による請負	左と同じ	区の請負	昭和40年12月1日現在の形態	
	保育											
	伐採											
	道林開設・補修											
延雇用量	植栽	769名	378	764	2,994	5,318	3,017	1,838	3,473	20	?印は資料がなく不明のもの 雇用量は作業経費から推定したものである	
	保育	609名	442	1,046	3,223	3,223	287	258	3,573	179		
	伐採	一名	—	—	—	—	—	2,950	—	?		
	道林開設・補修	一名	—	—	257	83	—	41	116	?		
作業の総経費	植栽	{作業年数 作業経費	2年 500,050円	2 246,000	3 496,737	3 1,946,629	8 3,456,383	2 1,961,291	5 1,194,732	5 2,257,261	1 6,650	
			8年 396,000円	6 287,550	7 679,758	9 2,096,800	8 2,095,155	1 186,840	6 167,750	9 2,322,821	1 61,260	
	保育	{作業年数 作業経費	一年 —	—	—	—	—	—	—	3	—	?
			—円 —	—	—	—	—	—	—	—	—	?
	伐採	{作業年数 作業経費	一年 —	—	—	—	—	—	—	—	—	?
			—円 —	—	—	—	—	—	—	—	—	?
	道林開設・補修	{作業年数 作業経費	一年 —	—	—	1	1	—	—	1	2	—
			—円 —	—	—	167,000	54,000	—	—	27,200	75,310	—
	就労者は地元労働者かどうか	地元労働者のみ		○		○	○	○	○	○	○	昭和40年12月1日現在の区分
		地元と地元外労働者	○		○							
		地元外労働者のみ										
1労働者当年間就労日数	7日	7	10	25	138	225	159	68	15			
地元住民の中で県行造林就労者の比率	39.2%	6.9	6.9	12.4	0.8	3.6	10.5	10.5	2.4			
1労働者当年間労賃所得額	4,550円	4,550	6,500	16,250	89,700	146,250	103,350	44,200	9,750			
県行造林の実労働者数	3班・64名 地元民は20名	2班・40名 全部地元民	左と同じ	64名 地元民は20名	8名 全部地元民	左と同じ	17名 全部地元民	左と同じ	7~20名 全部地元民			

第3表 山之口財産区位山県行造林の労働者の年間就労状況

労働者別	労働者番号	県行造林		民間		公団造林	土工その他	合計
		育林生産	素材生産	育林生産	素材生産			
位山専従労働者	1	延20日	延157日	延一日	延70日	延40日	延9日	延296日
	2	22	161	—	76	41	6	306
	3	22	162	—	84	41	9	318
	4	15	163	—	62	38	22	300
	5	12	164	—	74	39	11	300
	6	14	170	—	54	42	26	306
	7	11	170	—	62	43	18	304
	8	14	168	—	75	46	—	303
	9	8	171	—	64	45	21	309
深谷専従労働者	10	25	—	—	—	—	—	25
	11	26	—	—	—	—	—	26
	12	26	—	—	—	—	—	26
	13	25	—	—	—	—	—	25
	14	25	—	—	—	—	—	25
	15	25	—	—	—	—	—	25
	16	25	—	—	—	—	—	25
17	23	—	—	—	—	—	23	
計	17名	338	1,486	0	621	375	122	2,942

(注) 1. 岐阜県萩原山林事務所の資料による。  
2. 昭和39年度の就労状況である。

ろでさきに県行造林の地元住民雇用量をみたが、地元住民の労賃所得はこの雇用量に対応するものである。地元雇用労働者1名当りの年間就労日数に岐阜県の戦後の平均賃金としての650円(1日当)をかけてみると、4,450~146,250円の間地元雇用労働者1名当りの年間労賃所得が推定できる。この場合も、地元住民のうち県行造林に雇用される住民の比率と地元雇用労働者1名当りの年間労賃所得額とを各県行造林ごとに関連させてみれば、雇用の場としての県行造林の機能のところで述べたことがそのまま地元住民の労賃所得の面でもいえる。すなわち、県行造林による地元住民の労賃所得は、県行造林の作業組織にくみこまれ年間約200日以上就労する地元労働者には重要な地位を占めているが、それ以外の短期就労者と全く就労していない大多数の地元住民には、極めて低い地位を占めるに過ぎない。

### 3 地元住民と県行造林分収金との関係

調査対象の9県行造林の契約年度からわかるように、主伐期に達しているのは明治42年契約の山之口財産区位山県行造林のみである。ここでの主間伐分収金は第4表の上段でみるとおりである。これによると、間伐を1回昭和25年に行ない分収金100万円を得ているが、財産区としてこの分収金の全額を林道開設と橋梁工事に投入した。これ

第4表 山之口および釜戸財産区の県行造林分収金

	主間伐別	年度	分収金額 円
		昭和年	
萩原町山之口 財産区位山県 行造林	主伐	37	2,122,000
	"	38	2,581,613
	"	39	3,559,751
	間伐	25	1,000,000
瑞浪市釜戸財 産区県行造林	主伐	28	201,035
	間伐	27	40,440

(注) 山之口および釜戸財産区の資料から作製

第5表 山之口財産

年 度 別	歳 入				財 産 管 理 費	
	財 産 収 入		繰 越 金	雑 収 入	歳 入 計	主 なる 項 目
	木 材 売 金	県 行 造 林 分 収 金				
昭和年						役員報酬 19,100 賃 金 18,900 食糧費 45,393 山林協会費 4,250
37	0	2,122,000	640,851	167,992	2,930,863	
38	0	2,581,613	2,143,520	114,202	4,839,335	役員報酬 17,600 賃 金 16,400 橋梁工事費 191,000 食糧費 50,843 県有林の感謝祭寄付 220,000
39	0	3,559,751	2,152,032	285,893	5,997,676	役員報酬 47,900 賃 金 63,800 林道関係費 750,000 林道障害木負担金 130,000 県有林負担金 180,000 その他事業負担金 315,000

(注) 山之口財産区会計簿より作製

は、近い将来に現出する主伐木の搬出を考慮したためである。昭和37年度から主伐が始まり分収金約212万円を得ている。続いて38年度に約258万円、39年度に約356万円を得ており、しばらくの間は分収金を得られる。これまでの分収金収入は山之口財産区の会計に吸収され、財産区として諸部門に支出している。その支出の内容を第5表で概観しよう。

これによると、個々の住民に対する分収金の分配は行なわれず、年度によって異なるが主として中学校建設費、水路工事費、道路及橋梁工事費、林道事業費、消防団助成費、祭の寄付等に支出されている。

一方、第4表の下段でみるように、釜戸財産区県行造林では、昭和27年に間伐分収金が約4万円みられる。また、県行造林地内に防災と農業用の多目的溜池が造成されたため水没区域の林木を昭和28年に皆伐しその分収金約20万円を得ている。何れも地区住民の公共費として使用された。

山之口財産区位山県行造林と釜戸財産区県行造林以外では、分収金はまだみられない。

以上でみたように、県行造林分収金は主として地元公共費として使われており、住民には個別的、直接的には分配されていない。

なお、県行造林からの現物給付については、昭和29年以前に釜戸財産区で枝打ちした枝葉を燃料用として無償で地元住民が得ていたが、現在は、調査対象県行造林には全くみられない。勿論、地元住民への林産物の特売も全くみられない。

これまで、地元住民の雇用面でも労賃所得面でも県行造林の果す役割は概して小さいのみをみた。しかし主伐期に達したところでは、比較的多額の分収金を得られるのみをみた。まだ主伐期に達していないところでもやがてその時期がくるのである。ところで、このような人工用材林の主伐収入を1回限りのものとせず継続的なものとするためには、政策的なものであるため不確定な分収造林に期待しないで、県行造林分収金を一時的に費消せず再生産のために必要なだけは林野へ投入して自立的林業経営を確立することが必要である。そのようにして循環的林業経営が実現すれば、前にみたように県行

## 区 会 計 (単位は円)

歳	出 金		予 備 費	歳 出 計	繰 越
	主 なる 項 目	計			
計					
87,343	消防団助成 260,000 橋梁工事費 119,000 林業センター負担金 10,000 道路負担金 220,000	700,000	0	787,343	2,143,520
496,303	中学校建設負担金 2,000,000 道路負担金 191,000	2,191,000	0	2,687,303	2,152,032
1,375,309	水路工事費 1,203,000 道路負担金 493,000 渡橋式補助 100,000	1,796,000	0	3,357,865	2,639,811

造林政策の主目標とされる造林推進＝資源化の本来的效果——初発育林投資にて二次林を形成すれば三次林以降は自動的に造成されるという効果——が見出しうるわけである。

いま、第5表の山之口財産区会計の歳出面をみると、その多くが地元公共費として使用されており、林業再生産のための支出は生産基盤造成としての林道関係事業費が或る程度みられるが、育林生産事業費はみられず、結局、県行造林の形態をとる初発育林投資による地元住民の自立的林業経営の確立はむつかしい現状にあるといえる<sup>(注)</sup>。

(注) 県行造林地の外にも低質広葉樹林の財産区有地が155ha放置されている。

また、第6表で現在の県行造林満了後の再契約についての山之口財産区代表者の意向をみると、再契約を希望している。その理由として、義務労働が通用しなくなり労働力を調達できない。さらに当該林地は部落より若干遠いので県行造林による分収が有利であると述べている。すなわち、一方では地元住民に有利な分収率の分収造林の存続に期待しながら賦役労働形態の崩れと立地条件の若干の劣悪さを理由に単なる土地所有者として存続するのを希望しているのである。そこには林業生産を担当しようという積極的な姿勢はみられない。これは、既に見たように、再生産の資金となるべき分収金が地元公共費として多く使われていること、地元にも有利な分収率の分収造林が存在することおよび労働力の不足などが原因となつていると思われる。ここに問題がある。

山之口財産区以外の地元代表者からの契約満了後の再契約についての意向を第6表でみると、分収率が地元にとって比較的不利なところでは自立経営を確立したいと述べた者もいるが、部落有林野の場合は、山之口財産区とほぼ同様な理由からその確立はむつかしいと思われる<sup>2)</sup>。

## 4 地元部落有林野および地元部落機構に及ぼす県行造林の影響

県行造林が設定されている部落において、県行造林が育林過程から伐採過程へ進行する各段階で、

第6表 現在の県行造林契約満了後の再契約について

調査対象林 の番号	再契約を希望する	条件が整えば自力で経営したい	1部を再契約し1部を条件が整えば自力で経営したい	その理由
1	○			労働力が不足している。 分収率が地元にも有利である。
2			○	部落より遠いところは手がとどかないので再契約をしたい。近いところは自力で経営したい。
3	○			分収率が地元にも有利である。
4				
5		○		自力経営の場合、資金と労働力が充分あるか自信はない。現行分収率による収益より多い収益をめざしたい。
6		○		上と同じ
7	○			労働力が不足している。部落よりやや遠く、分収率も地元にも有利であるから。
8	○			上と同じ
9		○		自力経営の場合、労働力と資金には自信はないが、それが充分あれば是非自力で経営して、収益を今よりも得たい。

- (注) 1. 県行造林設定の土地所有者の代表からの聴取り  
2. No. 4 は聴取れなかったもの

県行造林以外の地元部落有林野はそれからどのような影響を受け、その過程で地元部落機構はいかなる変化を示すかを見てみよう。

ここでは、県行造林が設定後10年を経過して保育段階にある宮川町西忍、県行造林が設定後31年を経過して保育段階の後期にある瑞浪市釜戸および県行造林が設定後56年を経過して主伐期にある萩原町山之口の、県行造林以外の部落有林野の差異と部落機構の差異を現時点でみてみよう。

まず、労働形態の視角から県行造林以外の部落有林野の差異をみてみよう。

西忍では、無償の義務労働がみられる。釜戸では植栽と夏季の下刈作業が有償の義務労働で冬季の下刈作業が無償の義務労働となっている。また山之口では雇用労働が主であり一部に無償の義務労働がみられる。

労働形態は、経済立地条件によって大きく影響されることは勿論である。西忍と山之口はともに飛騨地方にあり脊梁山脈の走る山間のもっとも開発の遅れた地域でにかよった立地条件にある。また釜戸は東濃地方にあり中京工業地帯により接近しておりかつ陶業が発達した平地地帯なので雇用機会は多く、比較的良好な立地条件にある。ところで、上記3個所の労働形態をみると立地条件の良し悪しにかかわらず、県行造林設定の早いところ程賦役性格が弱まり雇用労働形態が強くなりあられてきている。したがって、県行造林による雇用労働形態の地元への徐々に滲透がその要因ではないかと考える。すなわち、県行造林の雇用労働形態＝賃銀支払形態が、自己労働力の評価という意識をもたらすことにより、部落有林野への賦役形態を崩してきたと考えるのである。ところで、これまで無償の義務労働ないしはそれに近い形態の労働に依存してきた部落直営林野は、それへの依存が困難になってくればその管理形態に何等かの変化がみられないだろうか。いまそれを見てみよう。

県行造林設定後の変化として釜戸では、県行造林地以外に 926ha の貸付地や分収林が漸次現出し、これは部落有林野面積の 69 %を占めている。県行造林設定後に山之口にも県行造林以外に 419ha の分収林がみられ、これは部落有林野面積の60%を占めている。西忍にはこのような変化はみられない。以上の変化は部落有林野面積が広くて県行造林設定を機会に林野のより高度な利用をはかろうとしたことにもよろうが、一方では、義務労働形態が崩れてきたことによる労働力調達の困難性が部落直営形態を分収形態や貸付形態に変化させたものと考えられる。

次に、地元部落機構が県行造林から受ける変化を部落への加入・脱退条件の視点からみてみよう。

部落への加入・脱退条件をみると、西忍では、移入者または分家は加入金を必要とせず部落に住むことで部落財産の権利者として加入を認められ、脱退のときは権利を放棄する。釜戸の場合は、部落財産の権利者としての新しい加入者は全く認めず、脱退のときは権利を放棄する。山之口では、1 権利者当り 100 の株を持っており株の売買は原則として認めていなかったが、加入・脱退者のために色々と不都合も起こるので、脱退者の株の売買を認める方向に目下規約改正が検討されその方向へ決まりそうである。ところで、先述したように、西忍では県行造林設定後10年を経過してこれまで県行造林分収金は全くみられず、釜戸では31年経過して間伐分収金 1 回と特別皆伐分収金 1 回がみられ、そして山之口では56年経過して昭和37年から毎年200~360万円の間の主伐分収金がみられる。この県行造林の森林資産の大きさおよび分収金の有無とその大きさを部落への加入・脱退条件と関連させて考察すれば、県行造林が伐採期に近いところ——森林資産が大きいか既に分収金が実現しているところ——ほど部落財産に対する権利者の持分意識は強くなり土地所有者的性格を帯びてくるため、上記のような加入・脱退条件の変化がみられると考える。すなわち、部落機構は県行造林が伐採期に近くなるほど村落共同体の性格がうすれ次第に近代的な土地所有者集団の性格を帯びてくるといえよう。

## 参 考 文 献

- 1) 塩谷勉：部分林政度の史的的研究 p. 567 (1959)
- 2) 林野庁：県行造林調査報告書—岐阜県—第3章第1節（森田学執筆）p.56~71 (1966) 参照

## Résumé

A series of researches were made, in the winter of 1956, on the actual conditions of nine cases of the afforestation through prefectural officers in Gifu prefecture, for the purpose of studying its economic effect on local inhabitants.

The findings are as follows:

1. The afforestation through prefectural officers gives employment to an extremely limited part of local inhabitants, who are taken in to its work system.
2. The afforestation through prefectural officers gives wage income to an equally limited minority of local inhabitants.
3. Sharing profits from the afforestation through prefectural officers are mainly appropriated to the local public expenses and benefit individuals indirectly.
4. Local inhabitants are expecting the renewal of the contract of the afforestation through prefectural officers at the coming expiration of the present one, because the existing conditions — matters connected with local public expense, with profitable sharing afforestation to local inhabitants and with labour — make it difficult to establish selfsupporting forest management of a forest land for community by themselves, even through preceding investments

are made through the form of afforestation through prefectural officers. This is a most critical point.

5. The prevalence of employment labour due to the afforestation through prefectural officers rather prevents, by displacing compulsory one, the establishment of direct management of a forest land for community by local inhabitants, making indirect one more acceptable.

6. The afforestation through prefectural officers makes local inhabitants more positive in asserting their right to the newly increased forest assets. Consequently, communities tend to be more modern in this respect.